

## 令和7年度 袋井市地域防災訓練の実施について

本年度の地域防災訓練は、「自助」・「共助」・「公助」の強化に取り組むため、総合防災訓練と同じスローガン及び想定で実施します。

地域防災訓練の重点項目は、総合防災訓練で実施した「安否確認」及び「命を守るための72時間以内の行動を意識した訓練」の総合防災訓練における実績報告や反省事項から改善を図り実施するとともに、自主連合防災隊の訓練及び市の受援体制の検討を行います。

- 1 **訓練日時** 令和7年12月7日（日） 午前9時00分から正午まで
- 2 **実施機関** 袋井市、自主（連合）防災隊、袋井消防本部、袋井市消防団ほか
- 3 **スローガン** 地震に備え防災の三助を高めよう！  
～人命被害ゼロへ 自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高める訓練～

### 4 訓練想定

令和7年12月7日（日）午前9時に南海トラフを震源とする巨大地震が発生。市内全域で震度6強から震度7を観測し、建物の倒壊や地盤の液状化、火災等が広範囲で発生している。

また、海岸地域では、大津波警報が発表され最大10mの津波の到達が予想され、一部地域で浸水被害が発生する可能性がある。

今回の訓練では、被害の規模はレベル2を想定して訓練を実施する。

◆南海トラフ地震のレベル2・・・発生する頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

※①と②は平成25年6月公表「静岡県第4次地震被害想定第一次報告」から、③から⑥は平成25年11月公表「静岡県第4次地震被害想定第二次報告」の数値になります。

人口については、平成22年10月1日現在、建物については平成24年1月1日現在の数値になります。

① 人的被害

建物倒壊や火災、津波などにより被害人数は約600人

② 建物被害

揺れや人工造成地、火災などにより建物被害は約15,000棟

③ 上水道（給水人口：約84,000人）

	断水率	断水人口
発災直後	100%	約84,000人
1日後	95%	約80,000人
1週間後	68%	約57,000人
1か月後	14%	約12,000人

④ 下水道（処理人口：約33,000人）

	機能支障率	機能支障人口
発災直後	24%	約7,800人
1日後	85%	約28,000人
1週間後	20%	約6,700人
1か月後	5%	約1,800人

⑤ 電力（需要家数：約47,000軒）

	停電率	停電軒数
発災直後	89%	約42,000軒
1日後	80%	約38,000軒
1週間後	6%	約2,700軒
1か月後	4%	約1,900軒

⑥ 携帯電話

	停波基地局率
発災直後	11%
1日後	83%
4日後	13%
1週間後	9%

- 5 実施場所 防災センター、市役所本庁舎、袋井市役所浅羽支所  
市内各所（自主防災隊本部）、19支部（市指定避難所）など

## 6 重点項目

### （1）安否確認訓練の実施【継続（改善）】

地域が、住民の安全（安）を確認し、確認できない（否）人を特定する訓練

自助 家庭内での安否確認方法の共有

共助 自主防災隊での安否確認及び情報伝達

公助 安否情報の集約

### （2）命を守るための72時間以内に必要な訓練の実施【継続（改善）】

人命救助のタイムリミットである発災から「72時間」までに必要な避難行動（危険箇所を意識した自宅から避難所への避難）、安否や被害状況の確認・報告、応急救助、避難所開設訓練を行う。

自助 自分や家族の安全確保から避難所までの避難方法（危険箇所）の確認

共助 自主防災隊の初動対応や一次避難所開設訓練

公助 市の指定避難所の開設訓練

### (3) 自主連合防災隊単位での防災訓練の実施【新】

自主連合防災隊については、災害時における管内の自主防災隊や、市災害対策本部の各支部と連携、協力した防災活動が求められる。

自主連合防災隊が、自主防災隊からの安否確認や被害情報を集約、避難所開設及び運営について市（支部）と連携した訓練の実施により、体制づくり、強化に繋げる。

**共助** 自主連合防災隊と管内の自主防災隊の災害時における役割についての再確認及び検証するための訓練

**公助** 市指定避難所の運営、救出救助や物資の支援などに繋げる情報伝達訓練

### (4) 災害時における受援体制の検討【新】

令和6年度より検討を行っている業務継続計画【BCP】に基づき、災害時に必要となってくる各機関への応援要請などについて、連絡体制の確認や、支援団体の受け入れ方法など発災時における行動フロー等について整理を行い、受援体制の確認を行い受援計画の作成に繋げる。

**公助** 迅速に応急復旧や復旧・復興に繋げる職員体制の確保

# 袋井市の安否確認の基本方針

袋井市では、**発災後3日（72時間）**を過ぎると生存率が著しく低下（人命救助のタイムリミット）することから、**公助（消防、自衛隊など）**が届くまでの間に、**自主防災隊による迅速な「安否確認」と「被害状況確認」**により、共助による「救出救助」、「応急手当」などの活動につなげ、人命救助を行うこととする。

また、市災害対策本部では、**自主防災隊（自治会）の協力を得て、市内に居住するすべての人々（住民票の有無は問いません）の安否確認を行い、その結果を取りまとめ、効果的な災害対応及び被災者支援につなげる。**

## 安否確認の原則

### 平時

- 自治会（自主防災隊）は、世帯毎に自主防災台帳を作成し、自治会が管理する。
- 班長は、発災時速やかに安否確認を行うため、事前に班内の各世帯の情報を可能な範囲で確認し、「班別安否確認シート」の「世帯名」や「世帯人数」などの欄をあらかじめ記載しておく。

### 発災時

- 班長（代表者）が、班で決めた集合場所において各世帯の安否確認を実施する。  
※安否確認の方法は、各地域独自の安否確認方法（安否確認カードや、黄色ハンカチまたはフラッグなどの掲揚）を用いて行うことも可能とする。
- 自主防災隊長は、班長からの安否情報、被害情報をとりまとめ、自主連合防災隊本部へ報告する。
- 自主連合防災隊長は、管轄する自主防災隊分をとりまとめ、市（支部）へ報告する。

## 安否確認の実施イメージ



## 7 自主防災隊長・自主連合防災隊長の皆様への依頼事項

### ◆訓練当日まで

No.	項目	内容
1	訓練参加の呼びかけ	<p><b>(1) 班内回覧による周知の実施 (11月上旬)</b> 市(危機管理課)が、広報ふくろい11月号の発送(10月30日予定)にあわせ班内回覧(P16~17参照)をお送りいたしますので、住民へ防災訓練の呼びかけをお願いします。</p> <p><b>(2) 自治会(自主防災隊)による住民の皆様への周知</b> 自治会の班長会議など各種会議や、行事の際に、訓練の参加について、住民へ訓練参加の呼びかけをお願いします。</p>
2	家庭内及び自治会における安否確認方法の確認 【重点1】	<p><b>(1) 当日の安否確認実施方法の確認</b> 安否確認の方法について、8月31日(日)実施の防災訓練の結果や反省などを踏まえて、様式の事前準備や当日の実施方法など班長への事前説明をお願いします。</p> <p>より良い訓練となるよう、資料2の優良事例を参考にしてください。</p> <p>※ 安否確認の方法につきましては、黄色のタオルや旗、避難者カード、安否確認カードなどこれまでの方法を組み合わせてお取り組みいただいてもかまいませんが、市へ提出する様式は、必ず提出をお願いいたします。</p> <p>また、災害用伝言ダイヤル【171】、災害用伝言板【WEB171】の活用など、各家庭内での安否確認方法について事前に決めておくことが大切ですので、周知啓発をお願いします。(※資料4:P15~16ページ参照)</p>

	<p><b>(2) 備蓄品や非常持出品の準備の確認及び家具固定の推進</b></p> <p>食糧や水、トイレなど1週間分の「災害用備蓄品」や、「非常持ち出し品」の準備がされているか確認をお願いします。</p> <p>また、各家庭での家具固定の推進をお願いします。</p> <p>※ 訓練当日は班単位の集合場所で、非常持ち出し品の携行者を確認し携行していない場合は、非常持ち出し品の必要性を周知啓発してください。</p> <p>また、家具固定が未実施の家庭には、家具固定の推進をお願いします。</p>
--	---

### ◆訓練当日①（自主防災隊【住民】の訓練）

No.	項目	内容
1	訓練開始（午前9時）	<p><b>【サイレン吹鳴後】発災直後の身を守る行動の実施</b></p> <p>身を守る行動（低く、頭を守り、動かない）の後、自主防災隊役員は、各自治会の活動拠点に参集し、自主防災隊の災害対策本部として訓練を実施してください。</p>
2	住民の安否確認及び情報伝達の訓練【必須】 【重点項目（1）】	<p><b>(1) 【班長】安否状況のとりまとめ及び報告</b></p> <p>班長は、班員から報告のあった安否状況を取りまとめ、様式第8-3号（資料3:P2参照）により、自主防災隊長へ報告してください。</p> <p><b>(2) 【班長】非常持出品携行者、災害用備蓄品準備者、家具固定世帯の調査</b></p> <p>非常持ち出し品を携帯している人数、災害用備蓄品を準備している世帯数、家庭内の家具等を固定している世帯数を合わせて報告してください。</p>

		<p><b>(3) 【自主防災隊】安否状況のとりまとめ及び報告</b></p> <p>自主防災隊長は、班長から報告された安否状況を取りまとめ、<u>集計後</u>、様式第8-4号（資料3:P3参照）により<u>自主連合防災隊本部（自主連合防災隊長など）</u>へ11時までに報告してください。</p> <p><b><u>自治会安否確認シート【様式8-4】のとりまとめが11時までに間に合わない場合は、訓練結果報告書提出（12月12日（金）※）と合わせて自主連合防災隊長へご提出ください。</u></b></p>
3	命を守るための <u>72時間以内</u> に必要な訓練の実施 【重点項目（2）】	<p><b>【自主防災隊】発災から72時間以内の身を守る行動の実施</b></p> <p>人命救助のタイムリミットである発災後「72時間」までに必要な避難行動、安否や被害状況の確認・報告、応急救助、避難所開設などの訓練を実施してください。訓練項目は、資料4:P5～7を参考にしてください。</p>
4	地域の事情に合わせた訓練の実施	<p>津波避難訓練や土砂災害防災訓練など、<u>地域が抱える事情に対する訓練の実施</u>についてもご検討いただき、実施をお願いします。</p> <p>訓練項目は、資料4:P1～4を参考にしてください。</p>
5	平時からの備え（事前防災）の状況調査及び啓発	<p><b>(1) 非常持ち出し品携行者数及び家具固定等の調査【必須】</b></p> <p>「令和7年度「袋井市地域防災訓練」実施結果報告書」（資料3:P6参照）の記入欄へ</p> <p>①訓練会場に集まった人数を記入してください。</p> <p>②非常持ち出し品を持ってきた人数を記入してください。</p> <p>③災害用備蓄品を準備している世帯数を記入してください。</p> <p>④家庭内の家具等を固定している世帯数を記入してください。</p>

- ※ 班長は班単位の安否確認訓練の参加者に、挙手など簡易的な聞き取り調査をお願いします。
- ※ 班長は聞き取り結果を、任意の様式等にとりまとめ自主防災隊長等へ報告をお願いします。

資料2「総合防災訓練における安否確認の事例について」P3参照

**(2) 「メローねっと」登録の推進【必須】** (資料5①、⑪参照)

市の災害情報や同報無線放送の内容等をメールやライン(文字)で受け取ることができます。災害時の情報収集手段として大変有効なツールである「メローねっと」の登録の推進をお願いします。

**(3) 家庭内家具等の固定の推進** (資料5⑤、⑩参照)

家庭内での安全確保のため、市で推進している家庭内の家具固定について、啓発を行うとともに、各家庭で家具等の固定状況の確認をお願いします。

**(4) 非常持出品及び災害用備蓄の啓発** (資料5⑧、⑫、⑬、⑮、⑯、⑰参照)

災害発生時の非常持出品及び災害用備蓄についての重要性の周知啓発をお願いします。

**(5) 「わたしの避難計画」作成訓練の実施**

身の回りの災害リスクに備えて、「どのタイミング」で「どこに」避難するか、あらかじめ決めておくことは大切ですので、訓練の実施をご検討ください。

「わたしの避難計画」を作成する訓練を実施する場合は、県のホームページから様式をダウンロードし、ハザードマップを確認しながら作成をお願いします。

※詳しくは市危機管理課(電話:86-3701)へお問い合わせください。

**わたしの避難計画**



**で検索をお願いします。**

## ◆訓練当日②（自主連合防災隊・支部単位の訓練）

No.	項目	内容
1	住民の安否確認及び情報伝達訓練【必須】 【重点項目（1）】	<p><b>【自主連合防災隊】安否確認及び被害状況のとりまとめ、報告</b></p> <p>自主連合防災隊本部（自主連合防災隊長、地域防災指導員など）は、管内各自主防災隊長から報告された</p> <p>①自治会安否確認シート〔様式8－4〕（資料3：P3参照）</p> <p>②被害状況報告書〔様式8－2〕（資料3：P4参照）</p> <p>をとりまとめ、訓練当日11時30分までに管轄支部へ報告してください。</p> <p><b>※ 自治会安否確認シート〔様式8－4〕のとりまとめが間に合わない場合は、訓練結果報告書と合わせて、12月19日（金）までに危機管理課へご提出ください。</b></p>
2	命を守るための <u>72時間</u> 以内に必要な訓練の実施 【重点項目（2）】	<p>人命救助のタイムリミットである発災後から「72時間」までに必要な避難行動及び安否や被害状況の確認・報告、応急救護、避難所開設などの訓練を実施してください。（訓練項目については、資料4：P5～7参照）</p> <p>訓練内容につきましては、支部と事前に打ち合わせするなど、連携した訓練実施となるようお願いします。</p>
3	地域の事情に合わせた訓練の実施	<p>津波避難訓練や土砂災害防災訓練など、地域が抱える事情に対する訓練の実施もお願いします。（訓練項目については、資料4：P1～4参照）</p> <p>訓練内容につきましては、支部と事前に打ち合わせするなど、連携した訓練実施となるようお願いします。</p>

## 8 訓練項目

自助（各家庭）	共助（地域、自主防災隊）	公助（災害対策支部）	公助（災害対策本部）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 身を守る訓練</li> <li>➤ <b>家庭内の安否確認</b></li> <li>➤ <b>避難路・危険個所確認</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>班単位の安否確認訓練</b></li> <li>➤ 自主防災隊組織立ち上げ訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害対策本部・支部立ち上げ訓練</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公会堂への避難訓練 (自宅のまわりの危険個所や公会堂までの避難路の危険個所の確認)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>自治会内の安否・被害情報のとりまとめ訓練</b></li> <li>➤ <b>安否不明者宅での声掛け</b></li> <li>➤ 自主連合防災隊・支部への情報伝達訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>避難所開設訓練</b></li> <li>➤ 自主（連合）防災隊、災害対策本部との情報伝達訓練</li> <li>➤ <b>災害対策本部からの情報付与対応訓練</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 初動確認</li> <li>➤ <b>安否情報集約</b></li> <li>➤ 情報対応訓練 (被害状況への対応)</li> <li>➤ <b>実働訓練</b> (<u>遺体収容、物資搬入</u> <u>応急危険度判定など</u>)</li> <li>➤ 本部運営訓練</li> <li>➤ <b>BCP検証</b></li> <li>➤ <b>受援計画確認・検討</b></li> <li>➤ 関係機関との連携訓練</li> <li>➤ 通常業務復旧についての検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>初期対応訓練</b> (初期消火、救出救助、応急手当、負傷者搬送、避難所への避難誘導、物資確保・配布)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域の事情に合わせた訓練（津波避難訓練、山間部の土砂災害防災訓練など）</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発災後3日を経過した後の行動の家庭内での共有</li> <li>➤ 避難後の生活を想定した備蓄の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>避難所設営・運営訓練</b> (女性目線、中学生の力を取り入れた避難所設営)</li> <li>➤ <b>避難所運営委員会設置訓練</b></li> <li>➤ <b>要配慮者の受け入れ訓練</b></li> <li>➤ <b>ボランティア受け入れ訓練</b></li> <li>➤ <b>救護所開設訓練</b></li> </ul> <p><u>自主防災隊、自主連合防災隊がそれぞれ担う役割の検証を行う</u></p>		

## 9 訓練中止について

(1) から (5) のいずれかに該当する場合は、訓練当日の午前 7 時 30 分までに「同報無線」及び「メローねっと」によりお知らせします。

(1) 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

(2) 市内に大雨、洪水、暴風警報のいずれかが発表された場合

(3) 市内で震度 4 以上の地震を観測した場合

(4) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合

(5) その他市災害対策本部の開設が必要となった場合、又は訓練の実施が困難な場合

## 【参考】 総合防災訓練実施に係るご意見・ご質問に関する回答について

項目	No.	ご意見・ご質問	回答
安否報告の様式について	1	班別安否確認シートは自治会独自に作り変えてもいいのか。必ず市が作った様式で運用しなければならないか。	安否確認は、避難できない状況の人を見つけ、迅速に、地域における救出・救助活動につなげることを目的として行っています。 自治会安否確認シート（様式第8-4号）を作成する際に必要とする数値【①世帯人数、②怪我無の人数、③怪我有の人数、④安否不明の人数、⑤自宅被害（有・無）】が把握できれば自治会独自の様式にさせていただいて構いません。 （自主防災隊における、迅速な救出・救助につなげることができるよう作成、修正していただいても構いません。）
	2	班別安否確認シート作成にあたり、自主防災台帳を見ながら作成してもよいか？	台帳作成時に防災訓練でも使用する旨などが決められている場合などは、公開する範囲（誰が見るか、どこまで台帳に載せるか）などに注意し作成いただいても構いません。
	3	班別安否確認シートは誰が作成するべきか	基本的には班長が作成することを想定しているが、発災時に班長が対応できないこともあり得るため、数人作成者を事前に決めておくことが望ましいです。
	4	安否確認シートは、安否確認後誰が管理するべきか	班長または自主防災隊長が管理することを想定しているが、安否確認シートは随時更新をするものであるため、住民の安否が速やかに確認できる方が望ましいです。 ※班の数が多い自治会は、班別安否確認シート（様式第8-3号）を班長が作成し、自治会安否確認シート（様式第8-4号）へ転記後、自治会長へシートを手渡すなどしていただいても構いません

項目	No.	ご意見・ご質問	回答
安否報告の様式について	5	班別安否確認の世帯構成員は、名前まで書かなければならないのか例えば各世帯の人数と「大人」「子ども」等の内訳が分かっている場合、大人〇人、子ども〇人、のような記載でもよいか	一枠に1人の続柄などを書くなど、世帯の人数が分かり個人が特定できるように記載いただければ構いません。  (例) 4人家族の場合 夫、妻、子1、子2
	6	班別安否確認シートの報告第1回目～第3回目とあるが、都度作成しなければならないのか。 また、都度作成する場合、2回目3回目はどこまで記入すればよいか、報告するときは必ず全員の安否が確認できた状態でなければならないのか	1枚のシートを上書き、更新をしていただければと思います。報告については、本シートの作成趣旨として、ケガ人や安否不明の方を特定し、対応を考えていくための様式となっているため、世帯全員の安否が確認できることを目的としています。 実災害時は世帯全員の安否が確認できるまで繰り返し確認をお願いします。
	7	自治会安否確認シートの「全員確認済」の欄の考え方を教えてください。	不明の人が居ない状況の際にチェックをお願いします。
安否報告の方法及び認識について	8	訓練当日、参加しなかった人の安否報告の扱いはどうすればよいか (例) 夫と妻二人暮らしで夫のみが安否報告に参加した場合(妻の無事が確認済み)	家族の安否が確認できていれば、現場にいなくても確認できたという報告で構いません。※実災害時も同様です
	9	訓練参加者報告書と班別安否確認シートの記載人数について、参加した人のみ計上すればよいか、その場にはいないが報告した人の家族なども計上するのか	訓練参加者報告書については、参加した人の人数を数えてください。安否確認については、代表者がその場にはいない人の分(安否)も報告いただいた場合はその人数の記載をお願いします。
	10	自宅被害有無の定義について、建物の一部が破損していても自宅避難が可能な状態であれば「無」とするというお話だったと思うが、改めてその認識でよろしいか	そのとおりです。

項目	No.	ご意見・ご質問	回答
安否報告 の方法及	11	72時間以内に3回報告するのは、どのような意味があるのか？	家屋の下敷きなどになった被災者の生存率が著しく低下する「命のタイムリミット」が72時間とされており、72時間以内に多くの安否不明者を特定し、捜索・救助につなげるため、72時間の報告をお願いしています。
び認識に ついて	12	安否確認をしなければいけない人数が多く、安否の集計に時間が掛かってしまい、訓練時間が確保できなかった	安否確認シートについては、当日の集計が難しい場合は、訓練結果報告書（12月12日㍻）とあわせて提出してください。安否確認を集計する担当や訓練を実施する担当など自主防災隊の中で、役割を決めていただくなど、訓練時間が確保できるようお願いします。

# 袋井市地域防災訓練を実施します

## 地震に備え防災の三助を高めよう！

今年度は地震に備え防災の三助（自助・共助・公助）を高めよう！を合言葉に、人命被害0（ゼロ）を目指し災害対応力を高める防災訓練を行います！

総合防災訓練（8/31 実施）で取り組んだ、安否不明者を特定する訓練の課題を検証し、より多くの方の命を助けるための訓練を実施します！

**日時：令和7年12月7日（日） 午前9時～正午**

※午前9時に、「同報無線」及び「メローねっと」で訓練開始の合図をします。

### 重点項目

(1) 安否確認訓練の実施

(2) 命を守るための 72時間以内に必要な訓練の実施

※被災から72時間経過後に、倒壊した家屋などに閉じ込められている被災者の生存率が著しく低下することから、本訓練では、発災後72時間以内の防災体制の強化を図ります。

(3) 自主連合防災隊単位での防災訓練の実施

## ◆ 災害時には 防災気象情報の収集 が重要です

災害時には、防災気象情報や避難に関する情報を収集し、早めの対応をとることが重要です。

### テレビ（データ放送）

ニュースなどで最新情報入手しましょう。データ放送では、災害情報や避難情報が配信されます。



### 同報無線

市内の屋外スピーカーから避難情報等を発信します。（メローねっとにて配信を受けることができます。）



### メローねっと



市役所から防災情報や暮らしに役立つ情報などをお知らせします。

### 袋井市気象観測システム



市内の雨量や風速等の気象状況や水位計や浸水計により河川の様子が確認できます。



### 袋井市ホームページ



避難情報、避難所の開設場所などをお知らせします。



### キキクル（危険度分布）



土砂災害、浸水害、洪水害等の危険度分布を確認できます。

### 静岡県防災アプリ



静岡県の様々な防災情報を取得できます。

### NHKニュース防災



NHKニュースの公式防災情報アプリです。

## ◆ 非常持ち出し品 を携行して参加しましょう

非常持ち出し品は、家族構成を考えて必要なものを用意し、非常持ち出し袋などに入れ、いつでも持ち出せる場所に置きましょう。消毒液、マスクなどもリュックに入れておきましょう。また、在宅避難に備え、備蓄品の消費期限を確認しましょう。  
《右図は、参考例です》

### 水・トイレを備蓄しましょう！



各家庭では、7日分の水と食料の備蓄が推奨されています。うち、非常持ち出し品には3日分を、残りの4日分は、倒壊危険の少ない安全な場所に保管しておきましょう。

### 食料や水の備蓄はローリングストックで簡単に！

ローリングストックとは、普段から少し多めに食料や日用品を買っておき、使ったら買い足すという備蓄法です。「食べる」「買う」「補充する」をくり返すことで、常に新しい備えを持ち続けることができます。

## ◆ 固定しない家具 は 凶器 になります！



あなたの行動が  
家族を守る！！

【案内用 二次元コード】



家具固定には市の【補助制度】を活用しましょう

## ◆ 家族との連絡方法 を確認しておきましょう

電話から

**171**

災害用伝言ダイヤル

災害時に比較的つながりやすい公衆電話をご利用ください。

171使い方

検索

安否等の情報を音声で録音、確認できるサービスです。

インターネットから

**Web171**

災害用伝言板

web171

検索

インターネット上で安否等の情報をテキストで登録・確認できる伝言版です。

■1つの伝言あたり 30 秒の録音ができます。 ■伝言は 48 時間保存されます。

■伝言の録音・確認は携帯電話やスマートフォンからも可能です。

災害用伝言サービスは、災害発生時に NTT や携帯電話各社等により自主的に運用されるものですが、以下の体験利用日にも運用されており、体験することができます。

- ①毎月 1 日、15 日
- ②防災週間（8月30日～9月5日）
- ③正月三が日（1月1日～1月3日）
- ④防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

袋井市 危機管理部 危機管理課 災害対策係 〒437-0012 袋井市国本2907番地  
(電話番号) 0538-86-3701 (FAX) 0538-86-5522